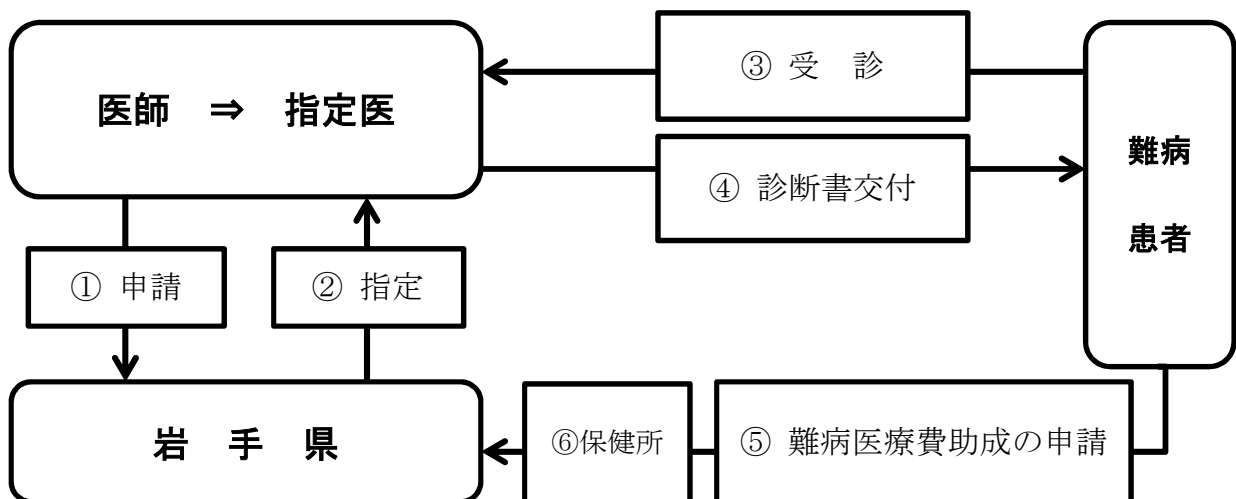


新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

指定医について

- 難病法施行に伴い、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されています。
- 新制度では、知事の指定を受けた医師（指定医）のみが難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成できます。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続きが必要になります。
- 2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、御参照の上、必要な申請手続を行ってくださいますようお願いいたします。

【難病医療費助成申請の流れ】



【問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部健康国保課 健康予防担当（難病）
電話：019-629-5471

指定医の要件・職務・有効期間

【要件】

● **難病指定医：新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能です。**

以下の①②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかを満たすこと

- ① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- ③ 学会が認定する専門医の資格を有すること※1
- ④ 知事が行う研修を修了したこと。（専門医資格を有しない場合）※2

※1 専門医のリストは4ページをご覧ください。

※2 岩手県では、難病指定医研修をWeb研修として実施しています。詳細は、岩手県ホームページからご確認ください。

● **協力難病指定医：更新申請用の診断書のみを作成可能です。**

以下の⑤⑥⑦の要件を満たすこと

- ⑤ 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- ⑥ 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- ⑦ 知事が行う研修を修了したこと ※2

【職務】

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること。
- 患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること。

【有効期間】

- 指定を受けた日から5年間です。

指定医の申請手続等

【申請手続】

次の書類を岩手県に提出してください。（郵送可）

（①・②の書類に、③又は④のどちらかの書類を提出すること。）

- ① 難病医療費助成指定医指定申請書兼経歴書
- ② 医師免許証の写し（裏面に書き換えの記載のあるものは、裏面も添付）
- ③ 専門医の資格を証する書面の写し
- ④ 知事が行う研修を修了したことを証明する書類（難病指定医研修 質問シート）

申請書等の様式は岩手県ホームページからダウンロードできます。

【変更手続】

指定医の氏名、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日、担当する診療科名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地に変更があった場合は、次の書類を提出してください。

難病医療費助成指定医変更届出書

【辞退手続】

指定医の辞退をするときは、次の書類を提出してください。

難病医療費助成指定医辞退届出書

【提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当（難病）

申請書等の様式は岩手県ホームページからダウンロードできます。

留意事項

- 指定後、岩手県から申請者宛に指定通知を送付します。
- 指定を行った医師の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関を岩手県のホームページ等で公表します。
- 難病指定医（専門医資格を有しない場合）及び協力難病指定医は、5年ごとに研修を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日を指定を受けた知事に届け出る必要があります。
- 県知事等は、不適切な診断書（臨床調査個人票）を作成しているなど、その職務を行わせることが不相当であると認められる場合は、その指定医の指定を取り消すことができます。
- 「指定医療機関」に勤務している医師で、「指定医」の指定を受けていない医師は、臨床調査個人票の作成はできませんが、指定難病の診療を行うことはできます。

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
脳神経外科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
放射線治療専門医	
放射線診断専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医